

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

CBグループはコアバリューを「お陰様で...」の精神と定め、さらに、大切にしたい仕事の仕方を「私たちの働き方」として設定しています。会社は単独で生きていくことはできません。お客様、取引先、社員・家族、パートナー、株主、ひいては社会全体の「お陰様で」商売をさせていただいています。弊社グループが1920年の創業以来100年近くにわたって存続して来られたのも、数えきれないほど多くの方々のお蔭であり、私たちはその方々に対する深い感謝と、生かされていることへの謙虚な気持ちを忘れてはならないと考えます。

企業にとって一番大事なことは、その存在自体が「社会への貢献」になり続ける(Going Concern)ことだと思います。そのためには、競合と同じ戦場や方法で戦うのではなく、ユニークなビジネスモデルを創り上げ、イノベーションを起こして新しい価値を提案し、社会に貢献していくことが私たちの「経営のデザイン」です。そのプロセスを通じて、一緒に働く仲間と1つのチームになって「新しい発想とチャレンジ」を繰り返すことが、ひとり一人の成長の機会を生み出し、同時に、未来の基盤となる利益の源泉となって次の価値創造につながる進化のサイクルを回していくことだと確信します。

私たちは、「お陰様で...の精神」を失わず、「私たちの働き方」を心掛けながら、この「デザインされた経営」" TheDesignful Company "を目指し続けたいと思います。

かかる経営方針のもと、コンプライアンスを遵守し、効率性と透明性の高い経営活動を通じ企業価値を高めていくために、経営体制および内部統制システムを整備し、必要な施策を実施していくことにより、株主の付託に応えていくことが、当社グループのコーポレートガバナンスについての基本的な考え方です。

また当社は、コーポレートガバナンスの一環として、2名の社外取締役(監査等委員)が外部の視点から客観的に経営活動を監視し、意見を述べ、かつ社内監査等委員と連携し、ステークホルダーに対して信頼性を確保するためにグループ全体の業務執行について、適正性かつ妥当性の観点から監査しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、JASDAQ上場会社として、コーポレートガバナンス・コードの各基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
セントラル商事(株)	1,690,800	13.74
中央物産共栄会	1,189,000	9.66
中央物産従業員持株会	642,410	5.22
丸山 源一	483,286	3.93
丸山 啓	463,796	3.77
SMB Cフレンド証券(株)	448,000	3.64
児島 なおみ	355,907	2.89
(株)三井住友銀行	303,600	2.47
ライオン(株)	266,000	2.16
児島 誠一郎	238,000	1.93

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4 . 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5 . その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
臼井 義真	弁護士								○			
羽田 研司	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
臼井 義真	○	○	当社は、同氏が代表を務める臼井総合法律事務所と顧問契約関係にあります。その顧問報酬の額は軽微であり、株主・投資家の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断されるため、概要の記載を省略します。	長年の弁護士の経験による高度な法律上の見地から、当社の業務執行に関する意思決定において、妥当性及び適正性の観点で適切な提言をいただくことを期待し、社外取締役として選任しております。 なお、当社との間には、特別の利害関係はありません。また、独立性を有し、一般株主との利益相反の生じる恐れのないことから、独立役員として指定しております。

羽田 研司	○	○	——	事業会社の代表も歴任され、企業経営、事業運営に関する相当程度の知見を有しておられることから、当社の業務執行に関する意思決定において、妥当性及び適正性の観点で適切な提言をいただくことを期待し、社外取締役として選任しております。 なお、当社との間には、特別の利害関係はありません。また、独立性を有し、一般株主との利益相反の生じる恐れのないことから、独立役員として指定しております。
-------	---	---	----	---

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし
----------------------------	----

現在の体制を採用している理由

当社では監査等委員のうち、1名が常勤の監査等委員であることから、現在、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を設けておりません。ただし、監査等委員会の求めがある場合は、監査等委員会の業務を補助する取締役もしくは選任スタッフを設置することとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、内部監査部門及び会計監査人との連携や監査等委員以外の取締役等からの報告等の方法によって、内部統制制度の構築と運用の状況を監視し、取締役等の職務執行について適正性及つ妥当性の観点から監査しております。
また、監査等委員会は、内部監査部門及び会計監査人と適宜意見交換を行い、相互認識を深めるとともに監査情報等を交換しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

当社では、平成29年6月29日開催の定時株主総会において「取締役に対する株式報酬制度導入」について承認可決されております。
なお、導入の時期は平成29年8月を予定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	
平成29年3月期における当社取締役8名(監査等委員を除く)への年間報酬総額は、154百万円であります。	
報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

当社の役員の報酬については、総額の上限を株主総会で定めており、具体的な支給額については、内規に基づき会社業績、各人の執務の状況等を考慮のうえ取締役(監査等委員であるものを除く)の報酬は取締役会で決定し、監査等委員である取締役の報酬は監査等委員会で決定しております。

なお、平成27年6月29日開催の定時株主総会において、取締役(監査等委員を除く)の報酬の総額を年間2億5千万円以内、監査等委員である取締役の報酬の総額を年間5千万円と決議いただいております。

【社外取締役のサポート体制】

当社では、常勤の監査等委員である取締役と内部監査部門が連携し、社外の監査等委員である取締役をサポートする体制を整えております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社では監督と執行の分離を進めていく体制として、執行役員制度を2005年4月より導入しており、現在、取締役5名、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)、執行役員3名の経営体制であります。

当社において経営意思決定機関及び取締役、執行役員の業務執行状況の報告の場として、取締役と監査等委員で構成される取締役会および取締役で構成される経営会議、そして取締役、執行役員、子会社の役員によるグループマネジメント・コミッティがあり、活発な議論がなされている。

取締役、執行役員の報酬は夫々の職務に対する執行状況、達成度合に応じて評価し、取締役会にて決定しています。

また当社は、監査等委員会及び内部監査部門による活発な監査活動のほか、有限責任監査法人トーマツから関係法令に準じて締結した監査契約により、会計監査を受けております。なお、監査業務を執行した公認会計士およびその補助者は次のとおりであり、法令による継続監査年数は全員7年以内であります。

- ・監査業務を執行した公認会計士の氏名
- 指定有限責任社員 業務執行社員 向真生
- 指定有限責任社員 業務執行社員 福士直和
- ・監査業務の執行に係る補助者
- 公認会計士8名、その他6名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用している理由は、事業内容及び会社規模等に鑑み、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮する観点から、上記のような体制が当社にとって最適であると考えているためであります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IRに関する部署(担当者)の設置	経営戦略室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループの「CBグループ企業理念」に、すべての利害関係者に対して誠実・誠意をもって貢献させていただく旨を掲げております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループが業務上使用するセールスカー、物流車両について"エコドライブ"を啓蒙・励行させております。また、物流車両については効率的な運行を実現するプログラムを導入しております。 消耗品・備品などについては、リサイクルにつながる活動を実施しております。 2009年8月に新設した久喜ロジスティクスセンターでは、環境への配慮を重要なコンセプトとして位置付けております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	関係法令および当社上場市場の規則によるもののほか、必要に応じた情報提供をすべてのステークホルダーに適時に、且つ、正確に公表することとしております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 基本的な考え方

当社グループは、事業活動を永続的にやっていく上で、適法かつ効率的に、また、健全で透明性の高い経営の実現に必要な体制を整備して、経営戦略や事業目的を達成するために、定められた課題を遂行していくことを基本的な考え方としております。

2. 整備状況

当社グループは、上記の基本方針を明確にするとともに、内部統制システムの体制整備に必要とされる事項について次のとおり定めております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a. 当社グループは、コンプライアンスが企業の健全な成長において必要不可欠であることを認識し、取締役及び使用人が法令及び定款を遵守するために、当社グループ全体を対象とするコンプライアンス規程を制定するとともに、「CBグループ企業理念」に基づき定めた「CBグループコンプライアンスマニュアル」に則り、啓蒙活動を図っている。

b. 当社グループは、コンプライアンス全体を統括する組織として、代表取締役社長をコンプライアンス委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築・推進を行っている。コンプライアンス委員会の活動は、定期的に取締役会及び監査等委員会に報告している。

c. 当社グループは、法令及び定款に違反する行為等、コンプライアンスに関する相談・通報を受ける体制を整備し、会社は通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な取扱いを行わないこととしている。

d. 取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款及び取締役会規程その他の社内規定に従い、重要事項を決定し、取締役の職務執行を監督している。

e. 監査等委員会は、取締役の職務の執行を監査している。また、監査等委員は、取締役及び使用人が不正の行為をし、もしくはそのおそれがあると認めるとき、又は法令もしくは定款に違反する事実があると認めるときは、遅滞なく、取締役会及び監査等委員会に報告している。

f. 内部監査部門として、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置している。内部監査室は、コンプライアンス委員会と連携してコンプライアンスの状況を監査する他、当社及び子会社に対する法令及び定款並びに社内規程等の諸基準への準拠性、管理の妥当性・有効性の検証を目的とした内部監査を実施し、監査結果について、定期的に取締役会及び監査等委員会に報告している。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

a. 代表取締役社長は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する総括責任者(文書管理総括責任者)に管掌役員を任命している。

b. 取締役会議事録、経営会議議事録等の重要な意思決定に関する情報及びその他取締役の職務執行に係る文書(電磁的記録を含む。以下同じ)については、文書管理規程その他の社内規定に従い、適切に記録、保存及び管理を行っている。

c. 上記の文書は、取締役が必要に応じていつでも閲覧可能な状態に維持している。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

a. 代表取締役社長は、リスク管理に関する総括責任者(リスク管理総括責任者)に管掌役員を任命している。

b. リスク管理総括責任者は、「リスク管理規程」を制定するとともに、部門ごとのリスクを体系的に管理するための体制を確立し、組織横断的リスク状況の監視および全体的対策を行うものとし、部門ごとのリスク管理体制の確立については、各部門の担当取締役とともにやっている。

c. 不測の事態が発生した場合は、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、危機への対応を速やかに実施し、事業への影響を最小限にとどめる体制を構築している。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a. 代表取締役社長は、経営計画に基づき設定された目標に対し、職務分掌ならびに職務の権限と責任を明確にするための社内規定を取締役会において制定し、職務執行を効率的に行うようにしている。

b. 代表取締役社長は、各部門担当取締役に職務の遂行状況を取締役および経営会議において定期的に報告させ、施策および効率的な業務執行体制を阻害する要因の分析とその改善を促している。

c. 全体的な業務の効率化を実現するためITシステムの構築を推進している。

(5) 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

a. 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、子会社の取締役および使用人の職務執行の適正および効率を確保するために、グループ経営管理規程を制定し、一定の重要事項については、当社の事前の承認を必要とする他、子会社の業績、財務状況およびその他の一定の重要事項について、当社および子会社の取締役が参加するグループ経営会議において、定期的に報告を受けている。

b. 当社は、グループ全体のリスク管理について定めるリスク管理規程に基づき、子会社の損失の危険の管理に関する体制を整備している。

c. 当社の内部監査室は、当社ならびに子会社を対象として定期的に監査を実施し、監査の結果については当社の代表取締役社長に報告している。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

a. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員と協議の上、必要な人員を配置している。

b. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会より監査業務その他監査等委員会の職務に必要な指示、命令を受けたことに関して、業務執行取締役等の指揮命令を受けないものとしている。また、当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、事前に監査等委員会との間で協議を行っている。

(7) 当社並びにその子会社の取締役(監査等委員を除く)及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

a. 取締役および使用人は、次の事項が生じた場合、速やかに監査等委員会に報告している。

・会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生する恐れがあるとき

・取締役および使用人による違法または不正な行為を発見したとき

・監査等委員会が報告を要すると定めた事項が生じたとき

b. コンプライアンス委員会および内部監査室は、コンプライアンス委員会への通報状況およびその内容、内部監査の実施状況を速やかに監査等委員会に報告する体制を整備している。

c. リスク管理総括責任者は、定期的または必要に応じて各部門のリスク管理体制について監査等委員会に報告している。

d. 監査等委員会に報告を行った使用人に対して、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底している。

(8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a. 代表取締役社長と監査等委員会は定期的な意見交換会を開催し、内部監査部門との連携により、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図っている。

b. 監査等委員は取締役および使用人に対し、必要に応じて報告および資料の提示を求めることができることとしている。

c. 監査等委員会が必要と認めた場合、弁護士、公認会計士等外部専門家を活用できる体制を整備している。

d. 監査等委員の職務の執行について生じる費用については、速やかに会社で費用を負担するものとしている。

(9)その他の内部統制システムの体制の構築・整備に係る方針

「財務報告に係る内部統制評価のための体制」など、本基本方針で特別に言及されていないその他の内部統制システムの体制に係る構築や整備については、本基本方針の考え方に基づき構築・整備することとしている。

また、現時点で想定されていないリスク管理の対応体制については、本基本方針に基づき随時構築・整備することとしている。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨み、こうした団体から不当な要求を受けた場合には、これに屈することなく毅然とした態度で対応し、これらによるアプローチを多方面から防止し、健全で公正な経営・事業を永続していくことを基本的な考え方としています。

2. 整備状況

当社では、“コンプライアンス規定”及び“コンプライアンスマニュアル”の中に反社会的勢力に対する対応を定め、これらをすべての従業員に涵養・浸透させるために、定期的に教育活動を実施しています。具体的な対応については、主管である総務部・人事部に担当者を組織、警察関連機関や顧問弁護士などとの連携を強化し、事前情報を収集して未然に当該勢力の浸入を防ぐとともに、万一の場合に備えて適切な対応が可能となる体制を整備しています。

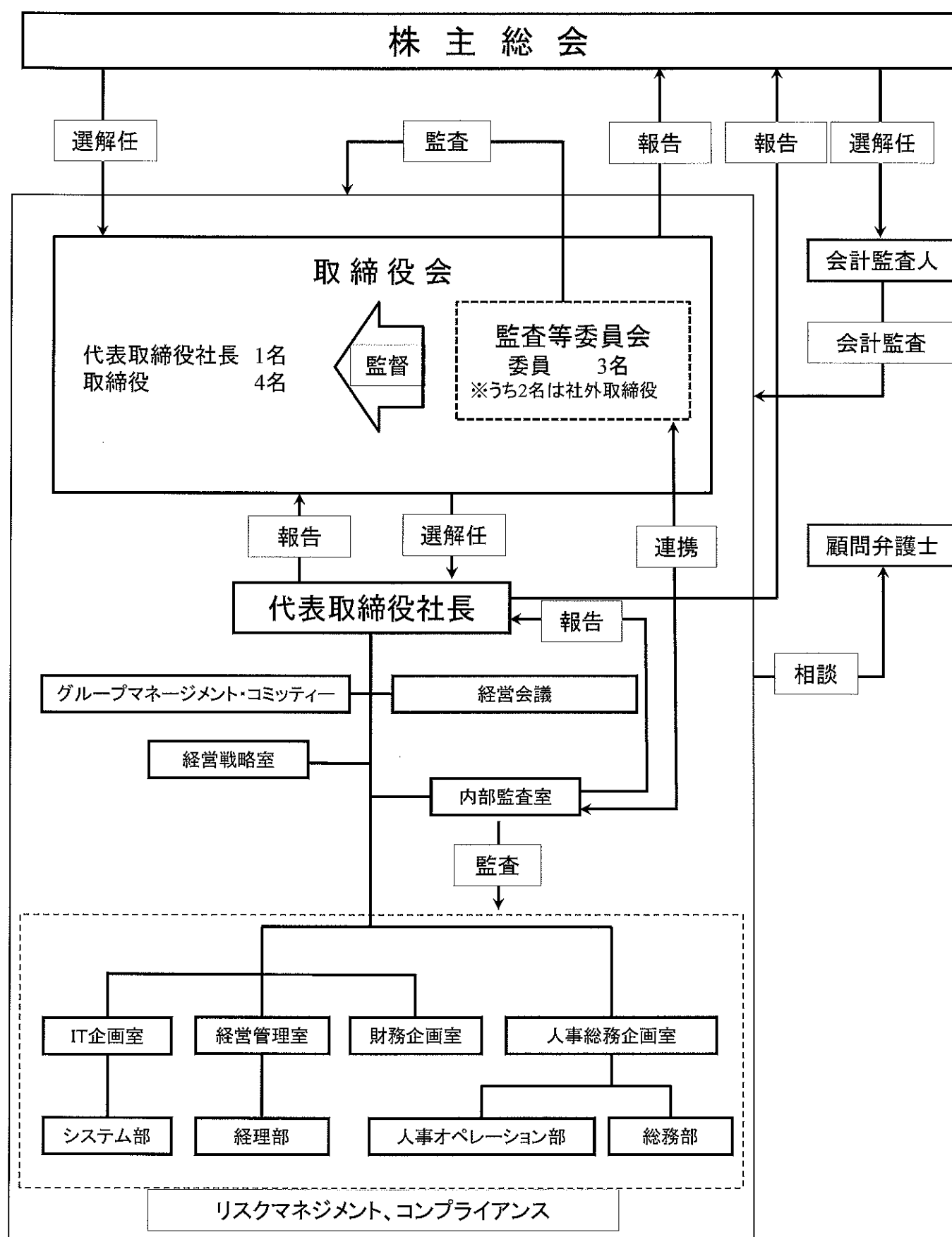
その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



CBGM 代表取締役社長

CBGM 取締役会

監督官庁、顧問弁護士

CBGM 内部監査室

報告・
具申

報告・アドバイス

報告・
具申

報告・監査

CBGM コンプライアンス委員会
(ホットラインカウンター)

報告・
監査

報告・
相談

各子会社取締役会

報告・具申

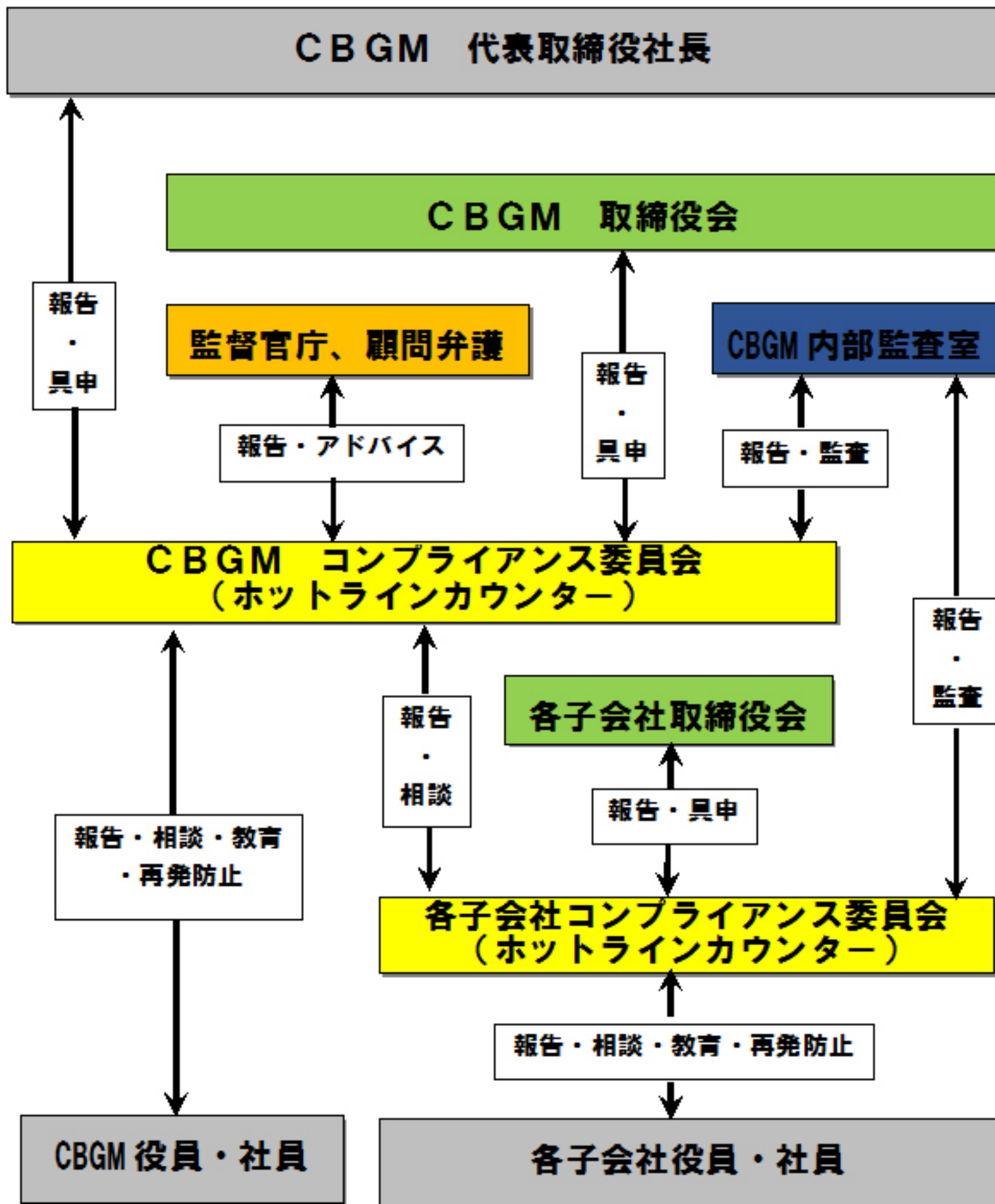
報告・相談・教育
・再発防止

各子会社コンプライアンス委員会
(ホットラインカウンター)

報告・相談・教育・再発防止

CBGM 役員・社員

各子会社役員・社員



③適時開示体制

